

応援します！新たなまちづくり



令和8年度宇城市まちづくり応援補助金募集要項

「まちづくり応援補助金」事業は、地域のみなさんによる自主的で新しい「まちづくり」を応援する制度です。

まちづくりの取り組みを進めることで、地域コミュニティの活性化、自立及び育成を図ることを目的としています。

【問い合わせ先】

宇城市 地域振興課 まちづくり推進係

TEL 0964-32-1906 (直通)

MAIL chiikishinkoka@city.uki.lg.jp

1 目的

市民団体の創意工夫により、地域コミュニティの活性化、特色あるまちづくりの推進及び市民団体の自立を目的として、市民のみなさんが自ら主体的に企画し、実施するまちづくり事業に対し補助を行う制度です。

2 補助対象となる団体

以下の団体が補助の対象になります。

- 行政区や校区単位の団体
- 宇城市で活動している3人以上のNPO法人や市民活動団体
(地域づくり団体、ボランティア団体など)

※政治や宗教を目的とする団体は対象外です。

ただし、以下のすべてを満たす必要があります。

- 公益活動を行う団体
- 事業完了まで責任をもって遂行できる団体
- 事業完了後も継続して活動を行う意思がある団体
- 市の求めにより成果報告をすることができる団体

3 補助対象となる事業とならない事業

(1) 次の条件をすべて満たす事業が対象（1団体につき1事業）です。

- ① 宇城市内で企画・実施する事業
- ② 地域課題の解決もしくは地域資源の活用のため、主体的に企画・実施する事業
- ③ 宇城市または関係機関による現行の支援制度では、実現が困難な事業
- ④ 住民及び構成員の労力提供がある事業
- ⑤ 地域への貢献ができる事業
- ⑥ 補助終了後も継続可能な工夫がなされている事業
- ⑦ 他の補助金の交付を受けていない事業
- ⑧ 他の法律、条例等に抵触しない事業
- ⑨ 令和9年2月末日までに完了できる事業
- ⑩ 市民団体で行われる定例的でない事業
- ⑪ 営利を目的としない事業
- ⑫ 政治または宗教を目的としない事業
- ⑬ 事業収入の額が補助対象経費の額の5分の2（4割）を上回らない事業

(2) 次のような事業は対象となりません。

- ① 主要部分を外部へ委託する事業
- ② 事業効果の及ぶ範囲が限定的な事業
- ③ 補助対象期間（最長3年間）のみ実施される事業
- ④ 「まちのむらづくり応援団補助金」など本補助金と同趣旨の補助金の交付を過去に3回受けている事業

(3) 主な事業分野は次のとおりです。

地域課題の解決、知己文化の再生・創造、地域活性化、地域コミュニティ再生、地域間交流、地域情報発信、景観・里山保全、緑化、地域の安全安心、青少年育成、子育て支援、高齢者見守り、障害者支援、男女共同参画、住民の健康増進、人材育成

4 補助の回数

1事業につき3回（3年）まで補助金の交付を受けることができます。

(例) 令和8年度	1回目補助
令和9年度	2回目補助
令和10年度	3回目補助
令和11年度以降	補助なし

5 補助対象となる経費とならない経費

補助対象となる経費とならない経費は次の表に掲げるとおりです。

項目	対象となる経費	対象とならない経費
報償費	外部講師や専門的技術を有する協力者への謝金など（市の基準に準じる。）	団体構成員の謝金や日当、イベント等における賞金、賞品、参加賞など
研修費	事業に必要なスキル獲得のための研修受講料	交通や宿泊に係る経費
消耗品費	事業に直接必要な消耗品費（コピー用紙やトナー代含む。）	配布してしまうだけの材料代
燃料費	作業等に必要な機材や車両等の燃料費	
印刷製本費	周知等の印刷に係る費用	
保険料	事業の実施に係る保険料	
委託費	事業に必要な部分の委託費（補助対象経費の1/2以内）	事業の主要部分にあたりとされる委託
使用料及び賃借料	車両、機械、物品などの借上料	自団体、会員及び個人が管理・所有する備品、車両などの借上料
原材料費	事業に直接必要な原材料費	配布してしまうだけの原材料費
備品購入費	事業に必要な機材や備品の購入費（補助対象経費の1/3以内）	過大な備品、本来個人が購入すべき物品等の購入費用

※ただし、以下の経費は補助の対象となりませんのでご注意ください。

- 人件費、日当、食事代、交通費など
- 団体の経常的な活動の経費や施設の維持管理費
- 補助金交付決定日より前の支出

6 補助金額の算定

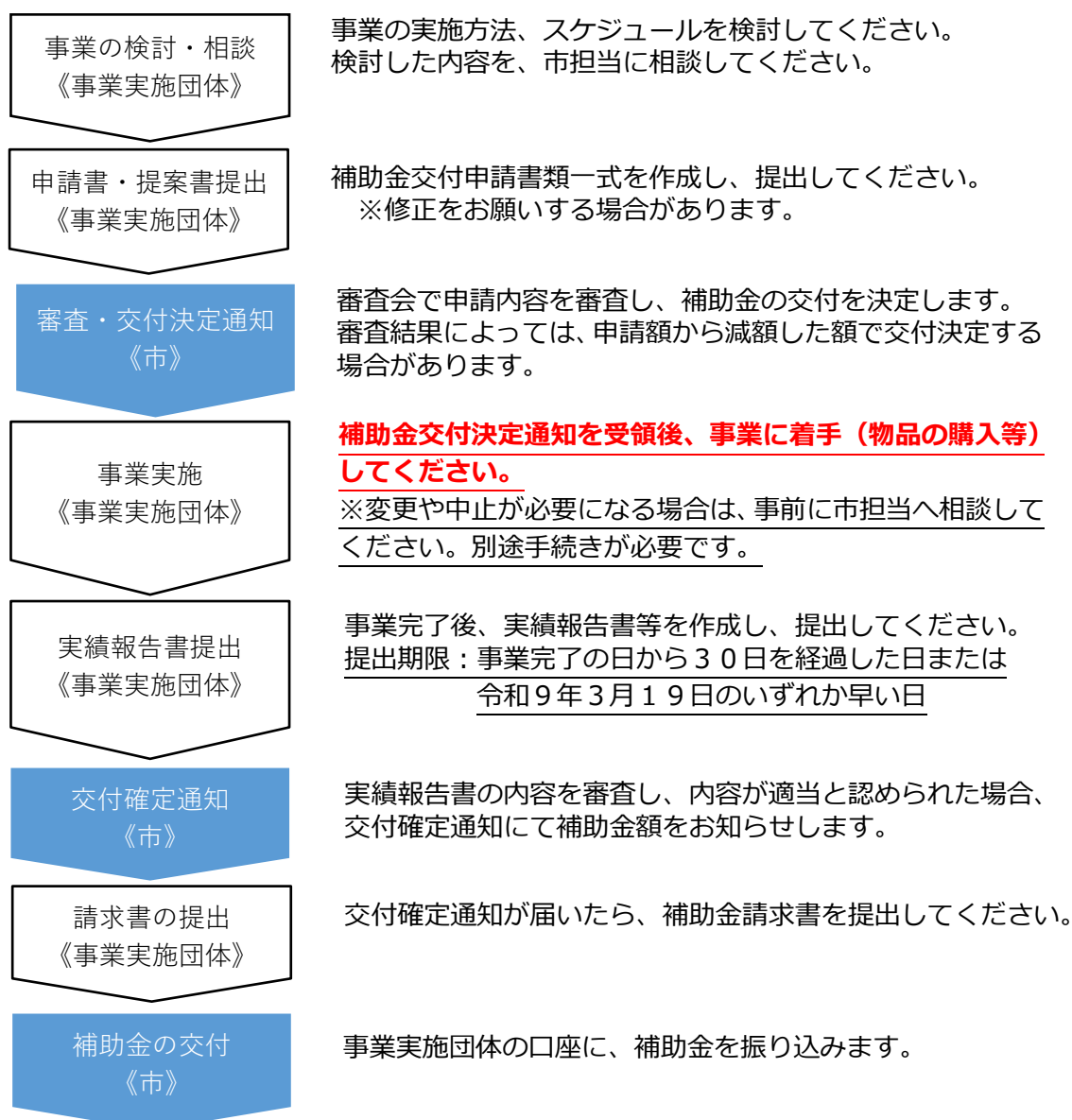
補助金算出基礎額とは、「総事業費－補助対象外経費」です。

- 1回目：補助金算出基礎額×8/10＝補助金交付額（上限額 30万円）
- 2回目： " ×7/10＝ "
- 3回目： " ×6/10＝ "

※1,000円未満切り捨て

7 事業の流れ（事業検討から実績報告まで）

次のとおりに事業検討から実績報告までを行うことになります。



8 交付申請

補助金の交付を受けようとする事業実施団体は、事業実施前に「宇城市まちづくり応援補助金交付申請書（様式第1号）」に、以下の書類を添えて提出してください。

申請書は、地域振興課で配布するほか、宇城市ホームページからダウンロードできます。

- 事業提案書（様式第1号の2）
- 事業スケジュール（様式第1号の3）
- 事業収支予算書（様式第1号の4）
- 構成員名簿（様式第1号の5）
- その他関係書類



9 事業計画を立てる際のポイント（審査基準）

事業計画を立てる際に審査基準である次の項目を参考にしてください。

- ① 課題・目的の明確さ、適切さ
制度の趣旨に合致しているか。課題、目的は明確か。
目的は課題解決に繋がる適切なものか。
- ② 解決方法の先駆性、独自性
課題を解決する方法として、独創的なアイデアかどうか。
- ③ 地域性
地域の特性を活かした取組みか。地域コミュニティの繋がりを深める取組みか。
- ④ 公益性
広く多くの人に関わることができる事業か。
- ⑤ 事業の実現性
事業スケジュールは適切か。予算は具体的で適切か。
- ⑥ 事業の実施体制
実施体制は整っているか。事業に対する意気込みが感じられるか。
- ⑦ 団体・事業の発展性及び継続性
事業終了後、自主的な活動による継続や発展は期待できるか。

10 注意点

- ① 申請を検討している事業がすでに開始または終了している場合は、申請できません。
- ② 事業の開始は、補助金交付決定通知を受けた後から可能になります。交付決定までに1か月ほど必要となりますので、申請は事業開始予定から逆算して行ってください。
- ③ 補助金の交付を受けた場合、制度及び取り組みを多くの市民に知ってもらう目的で、個人情報等を除いた事業内容等を公開します。
- ④ 土地や建物を使用する事業の場合は、所有者やその同意などの確認ができる書類等が必要になります。
- ⑤ 事業内容等に変更が生じる場合や事業を中止する場合は、手続きが必要になります。早めに事前の御相談をお願いいたします。

11 実績報告

事業が完了したら、事業完了の日から30日以内または令和9年3月19日のいずれか早い日までに「宇城市まちづくり応援補助金実施報告書（様式第5号）」に、以下の書類を添えて提出してください。

- 事業実施内容報告書（様式第5号の2）
- 事業収支決算書（様式第5号の3）
- 活動状況写真
- 事業経費の支払に関する書類（領収書の写しなど）
- その他関係書類

12 補助金の交付確定と請求

実績報告後、市より補助金の交付確定通知を送付しますので、「宇城市まちづくり応援補助金請求書（様式第7号）」により請求してください。

請求に基づき、指定口座に補助金を振り込みます。